

令和6年度 第1回横浜市教科書取扱審議会 会議録

日 時	令和6年5月21日(火) 10時00分から12時00分まで
開催場所	花咲研修室(横浜花咲ビル) 201~203 研修室
出席者	<p>(1) 学識経験のある者(3名) 井上 健、橋谷 由紀、軍司 敦子</p> <p>(2) 児童及び生徒の保護者(4名) 高杉 陽子、倉根 美帆、来本 亜希子、畦本 尚美</p> <p>(3) 校長及び教員(7名) 高橋 美都子、室伏 健治、高須 晴子、片山 達矢、阿部 みゆき、市川 恵、川井 秀行</p> <p>(4) 教育委員会事務局職員(4名) 縫村 徹、長谷川 孝子、平川 くみ子、本田 邦人</p>
欠席者	定岡 孝治、伊藤 紘樹
開催形態	非公開
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会長・副会長の選出</li> <li>2 横浜市教育委員会からの諮問(横浜市立学校の教科書の取扱いについて)</li> <li>3 審議会の運営について</li> <li>4 根拠法令、審議会条例、基本方針、諮問文について</li> <li>5 今年度の審議について</li> <li>6 今年度の教科書採択に向けての調査研究等について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 教科書調査員及び調査の観点について</li> <li>(2) 中学校・義務教育学校後期課程用教科書について</li> <li>(3) 南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の教科書について</li> <li>(4) 高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用の各教科書並びに学校長の意見の提出について</li> </ol> </li> <li>7 資料閲覧</li> <li>8 今後の審議について</li> <li>9 高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書の答申様式案について</li> <li>10 今後の日程について</li> </ol>
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会長を井上委員、副会長を高橋委員とすること。</li> <li>2 教育委員会からの諮問に基づき審議をすること。</li> <li>3 審議会を非公開とし、採択終了まで審議会委員名簿、審議内容、配付資料等を公開しないこと。</li> </ol>

	<p>4 「令和6年度横浜市教科書採択の基本方針」に基づき、審議会に教科書の専門事項を調査するため調査員を置き、調査研究を行うこと。</p> <p>5 教科書調査員を教育委員会に推薦すること。</p> <p>6 中学校・義務教育学校後期課程用教科書並びに南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用教科書について、教科書調査員の報告書と、生徒の学習実態の調査に関する研究結果を審議資料とすること。</p> <p>7 審議資料とするため、高等学校、特別支援学校及び個別支援学級設置小・中・義務教育学校の学校長に依頼文案のとおり意見報告書の提出を依頼すること。</p> <p>8 高等学校、特別支援学校及び個別支援学級設置小・中・義務教育学校の各教科書について、答申様式案により、次回以降答申案を取りまとめること。</p> <p>9 審議会を今後3回程度開催すること。</p> <p>以上9点について、決定した。</p>
<p><b>議 事</b></p>	<p>1 議題3について</p> <p>幹事から、公正かつ適正な審議の必要性について説明があり、公正かつ適正な審議を行うため、今後の審議会及び関係する情報については非公開とすることが了承された。</p> <p>2 議題4について</p> <p>幹事から「教科書採択に関する根拠法令」、「横浜市教科書取扱審議会条例」、「令和6年度横浜市教科書採択の基本方針」及び「諮問文」について説明があり、了承された。</p> <p>3 議題5について</p> <p>幹事から、令和7年度から令和10年度まで使用する中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用教科書の採択を行うことについて説明があった。</p> <p>高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書は、翌年度に使用する教科書を毎年採択しており、今回の採択は、令和7年度に使用する教科書の採択を行うことについて説明があった。</p> <p>また、高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級で使用する教科書は多岐に渡るため、教科書の内容、各学校の教科・科目の開設状況、個々の児童生徒の学習実態を十分調査研究した上で、審議していくことが重要であるとの説明があり、了承された。</p>

4 議題 6 (1)について

幹事から、

- (1) 教科書に関する専門的事項を調査するため、「横浜市教科書取扱審議会条例」及び「令和 6 年度横浜市教科書採択の基本方針」に基づき教科書調査員を置き、調査結果の報告を求め、それを審議資料とすること。
  - (2) 調査については、「令和 6 年度横浜市教科書採択の基本方針」で示している「3 採択の観点」に沿って行うこととし、
    - ア 中学校・義務教育学校後期課程用教科書については、「3 採択の観点」の(1)から(3)と別途定められた調査項目に基づき、各教科の具体的な調査項目を設定して、調査を行うこと。
    - イ 高等学校においては、「3 採択の観点」(1)から(4)を基に教科・種目別に「編集に関する特徴」、「内容や教材等に関する特徴」の観点で調査を行うこと。
    - ウ 特別支援学校及び小・中学校個別支援学級においては「3 採択の観点」(1)から(3)、(5)を基に「内容及び特徴」、「ねらい及び指導内容・方法」、「推奨する教科等」の観点で調査を行うこと。
- について説明があり、了承された。

(井上会長)

調査の観点というのは、資料でいうと 14 頁にあるが、17 頁にも採択の観点があり、観点という言葉が資料にいくつか出てきて重複している。これは 14 頁の(1)、(2)、(3)が全校種共通の観点で、(4)が高等学校、(5)が特別支援学校・個別支援学級の観点ということか。

(高橋幹事)

そのとおり。

(本田幹事)

補足させていただく。14 頁の採択の観点をもとに教育委員会で採択をさせていただく。

17 頁ではさらに細かい調査項目を定めており、こちらをもとに中学校の教科書はさらに細かく調査をすることになる。

観点 1 については関係法令、観点 2 については横浜教育ビジョン 2030 及び横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領、観点 3 については体裁等に係る観点について細かく定めている。

(井上会長)

14 頁にある採択の観点(1)、(2)、(3)と、17 頁にある(1)、(2)、(3)は同じものであるが、17 頁でさらに詳しく書かれてあると。そのように資料を見ていただければよい。

(3) 教科書調査員について、審議会から幹事に候補者の提案依頼がされた。

幹事から「令和6年度横浜市教科書採択の基本方針」に基づき、教育課程及び各教科に精通し、教科書の著作、発行等に関し利害関係を有しないという観点で選出した教科書調査員候補者について提案があり、審議の結果、原案どおり了承され、教育委員会に推薦することになった。

(井上会長)

任期は採択の都度毎回設定しているのか。また、人数は例年通りなのか。また、どのような形で選定しているのか。差し支えない範囲で補足してほしい。

(本田幹事)

調査員は、中学校については、採択があるたびに、高校と特別支援学校は毎年選んでいる。

人数は例年通りの人数を目指しているが、働き方改革等の事情があつて、なかなか人数が集まらないという現状もあるが、だいたい例年通り。

選定にあたっては、研究会等で活躍している方で、教科書の著作編修に関わっていない方を選定している。

(来本委員)

高等学校の調査員について、高等学校は毎年選定とのことだが、学校数が少ない中では、1校当たりかなりの人数になる。毎年これだけの先生に調査をお願いしているのか。教員の働き方改革で、子どもたちの活動にも制限がかかっている中、教科書の選定は大事なことだが、先生の負担を考えると、そもそもこれだけの人数が必要なのか。先生方の負担を軽減する効率的な方法は検討されていないのか。

(宮田幹事)

高校は毎年採択をするため、負担感はある。新学習指導要領で教科書が新しくなるタイミングでは多くの人数が必要だが、今年については、新規のものが1冊のため、教科によっては人数を減らしている。昨年度の研究資料も提供しており、調査の参考にしてもらっている。また、同じ先生が統

かないよう工夫をしている。

(井上会長)

公正かつ適正に教科書採択するにあたって、必要な専門性を有しており、かつ教科書の著作に関りがない方を選ぶということ、また、働き方改革の観点から特定の方に負担が偏らないように配慮をしているとのことでした。

#### 5 議題6(2)について

幹事から、中学校・義務教育学校後期課程用教科書について説明があった。

続いて、幹事から、教科書調査員の報告書と、指導主事による市立中学校生徒の学習実態の調査に関する研究結果を、本審議会で審議を進めていく上での資料にすることが提案され、了承された。

(井上会長)

少し前に説明があったのは、教科書調査員を現役の先生方にお願ひし、その報告書をもとに審議を行うということだったが、もう一つは、いま資料が配られたが、生徒の学習実態について調査して、それも資料にしていくということであった。この、学習実態のフォーマットは例年同じか。

(本田幹事)

昨年度の小学校採択の際の観点と同じになる。現行の学習指導要領で示された学力の3つの柱に沿って昨年度、変わったが、今年度のフォーマットは昨年度から変わっていない。

(井上会長)

これを指導主事にお願ひするという。指導主事というのは、教員だった方が指導主事になるということか。もっと易しく説明してほしい。

(前田幹事)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に書かれている職名。教育委員会には指導主事を置かねばならず、市に160名程いる。元々教員で教育に関する知識経験がある者が配置されている。教育行政の運営は、行政職だけでは難しいので、学校のことをよく理解し、教育に関する知識経験がある者が、指導主事として、行政職と一緒に仕事を進めている。

(井上会長)

指導主事は、各学校での問題を、学校と一緒に考え、支援していく。横浜の場合は、指導主事を経験した者が校長、副校長になっていく。このように、子どもの実態に詳しい指導主事が、書式に基づき報告してくれるということ。

(橋谷委員)

昨年度からこの様式で報告しているとのことだが、それによりやり易いとかやり難いとかはあるのか。

(本田幹事)

現行の学習指導要領の3つの柱で調査を行うことは、学校での授業も、この3つの柱で組み立てていることを考えると、筋が通っていると考えられる。

昨年度もこの様式で調査・報告を行ったので、今年度も同じ様式を使用することとした。

#### 6 議題6(3)について

幹事から、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用教科書について説明があった。

続いて、幹事から、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校においても、教科書調査員の報告書と、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校における生徒の学習実態の調査に関する研究結果を、本審議会で審議を進めていく上での資料にすることが提案され、了承された。

(井上会長)

横浜市教育委員会が設置している高校に附属する中学校は、南高附属中とサイフロ附属中の2つがあり、法律上では、それぞれの学校ごとの採択となっているが、同じ中学校という観点から、調査研究の方法としては同じ手法で行いたいとの提案だと受け取った。

#### 7 議題6(4)について

幹事から、高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級で使用する教科書について説明があった。

続いて、幹事から、高等学校では、多くの学科やコース、特色のある教育課程の編成、教育理念や学校の特色、生徒の実態、学科の特色等に応じて科目が異なること、また、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級では、

児童・生徒一人ひとりの障害の状態や特性に応じた多様な学習を行っていることから、適正な審議を行うため、高等学校、特別支援学校及び個別支援学級が設置されている小・中・義務教育学校について、学校長の意見を聴取し、審議資料とすることが提案され、了承された。

(井上会長)

幹事からの説明の前半では、中学校の採択について説明があった。4年に1回の採択なので、令和7年度～10年度に使用する教科書について、今回採択を行う。また、高校附属中学校の教科書は、中学校の教科書とほぼ同じという説明があった。そして、今は、高等学校、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級の説明で、毎年選ぶということと、そのための学校長意見報告書依頼文のフォーマットが2つ提示された。高等学校と特別支援学校及び小・中学校個別支援学級とで違うフォーマットになっている。

8 議題7について

委員が各自、教科書見本を閲覧するなどの教科書研究を行った。

議題6(4)の中で、幹事から提案があったとおり、学校長に意見報告書の提出を依頼することを決定した。

9 議題8について

幹事から、今後の審議内容及び審議会開催回数(3回程度)について説明があり、了承された。

10 議題9について

幹事から、高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書答申様式案について説明があり、了承された。例示された答申案の様式に基づいて答申案を作成し、審議することになった。

(井上会長)

昨年度と同じ様式か。今回工夫した点はあるのか。

(宮田幹事)

昨年度と同じ様式で変更点はない。

	<p>(井上会長)</p> <p>昨年度と同じ様式とのこと。長い年月をかけてこのフォーマットになったと理解した。</p> <p>11 議題 10 について</p> <p>幹事から、次回以降の審議会開催日程について提案があり、第 2 回を令和 6 年 6 月 25 日（火）に開催することが了承された。</p>
<p><b>資 料</b> <b>特記事項</b></p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 令和 6 年度第 1 回横浜市教科書取扱審議会次第</p> <p>(2) 令和 6 年度第 1 回横浜市教科書取扱審議会資料</p> <p>(3) 横浜教育ビジョン 2030</p> <p>(4) 横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領総則・総則解説（抜粋版）</p> <p>(5) 令和 6 年度教科書調査員の推薦について（案）</p> <p>(6) 市立中学校生徒の学習実態に関する意見の聴取について（案）</p> <p>(7) 南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校生徒の学習実態に関する意見の聴取について（案）</p> <p>(8) 教科書の取扱いに関する意見の聴取について（案）（高等学校）</p> <p>(9) 教科書の取扱いに関する意見の聴取について（案）（特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級）</p> <p>(10) 答申様式案（高等学校）</p> <p>(11) 答申様式案（特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級）</p> <p>2 特記事項</p> <p>審議内容及び審議資料については、採択が終了するまでは非公開とする。</p>